

第33回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成23年11月25日（金） 12時16分～12時58分

場 所 広島大学学士会館（2階「レセプションホール」）

出席者 学外委員：有本、大南、小笠原、北島、の各委員
学内委員：浅原、坂越、土屋、岡本、越智、河本の各委員

列席者 川崎副学長、富永副学長、西口監事、坂下学長補佐、相田学長補佐、古澤副理事、飛田副理事、渡部副理事、藤原副理事、青山副理事、宮地副理事、相原副理事、東田副理事、渡邊副理事、森副理事、山口副理事、高橋副理事、坂田副理事、甲斐副図書館長、竹内学長支援グループリーダー、寺本法学部長、宜名眞経済学部長、吉栖医学部長、高田歯学部長、大塚薬学部長、樺原総合科学研究科長、山内文学研究科長、棚橋教育学研究科長、富岡社会科学研究科長、出口理学研究科長、高畠先端物質科学研究科長（代理）、川真田保健学研究科長、吉田工学研究科長、江坂生物圏科学研究科長、小林医歯薬学総合研究科長、池田国際協力研究科長、木下法務研究科長、神谷原爆放射線医科学研究所長、茶山病院長、高萩評価委員会委員長

※ 以下、発言内容は、○：学外委員、◇：学内委員を示す。

（開会）

開会に当たり、浅原学長から挨拶及び委員の紹介があった。

（議事1）

● 広島大学における評価制度について

（浅原学長提案・説明、別紙1）

◇ 本学における評価については、「国立大学法人広島大学における評価制度の評価手順について」（平成16年11月16日 教育研究評議会・経営協議会承認。以下「評価手順」という。）に基づいて行っているが、第2期中期目標期間における評価方法・内容を踏まえ、所要の整備を行うものである。

「評価手順」は、詳細な手順まで定めていたが、本案は評価制度のあり方を定めるものである。

国立大学法人に求められる評価は、自己点検・評価、認証評価及び国立大学法人評価であるが、本学における評価制度の基本は自己点検・評価に置く、という「評価手順」で定めた趣旨を踏襲する。

また、「評価手順」において、認証評価及び国立大学法人評価の詳細が未確定であったことによる表現の削除などを行う。

加えて、第2期中期目標期間における国立大学法人評価の評価方法・内容及び認証評価の新たな基準を踏まえ、追加・修正を行う。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

（議事2）

● 平成23年度補正予算について

（浅原学長提案・河本理事（財務・総務担当）説明、別紙2）

◇ 平成23年度当初予算編成以降、収入及び支出の増減が見込まれ、配分財源が生じること及び当初予算配分時には想定できなかった事由が生じている。

まず、今回増額する補正予算額は、42.98億円であり、当初予算（745.75億円）を合わせた補正後予算額は、788.73億円となっている。

「収入の増減」については、大学分が1.56億円の増、病院分が7.70億円の増、共通分が4.43億円

の減となっており、「支出の増減」（決算配分額を除く。）については、人件費予算、新たに生じた支出事項の増額補正が3.82億円、特別事業経費、全学共通運営経費等の減額補正が9.92億円、病院分が7.70億円の増、共通分が4.43億円の減となっている。

なお、決算配分について、大学全体での決算剰余金が生じた場合には、本学の第2期中期目標期間中における優先課題である霞キャンパス再整備事業（病院診療棟整備に係る設備整備事業など）の一部に活用することとし、その際は、文部科学大臣に繰越の承認申請を行う予定である。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(議事3)

● 平成24年度予算編成の基本方針について

（浅原学長提案・河本理事（財務・総務担当）説明、別紙3）

◇ 財務省へ要求された平成24年度文部科学省概算要求の状況を踏まえて、現時点における本学の平成24年度予算編成の基本方針を策定するものである。

文部科学省から財務省に提出された概算要求では、大学改革促進係数を1.3%減として算定されており、本学における運営費交付金の削減必要額は、2.56億円となる。

これに対応するため、共通人件費（標準教員人件費を除く）は対前年度1.0%減（1.03億円減）、大学分（基盤的経費を除く物件費）は対前年度1.5%減（0.69億円減）、病院分（教育診療経費相当分）は1.3%減（0.37億円減）とし、不足する0.47億円については、大学分の共通財源（特別事業経費）の削減で対応する。

教育研究に直接必要な基盤的経費（学士課程基盤教育費、教育研究基盤経費）については、大学改革促進係数の運用による削減を行わず、積算単価を減額しない。

人件費の予算配分については、平成23年度補正後予算額から運営費交付金削減に伴う必要削減額を控除した額を平成24年度当初予算額とする。ただし、人件費ポイントの柔軟な運用及び給与改定等に備えるための予備費を確保する。

授業料免除枠の拡大について、文部科学省から財務省に要求されており、年末の政府予算案に盛り込まれた場合は、これに沿って本学の授業料免除枠を拡大する。

特別事業経費については、弾力的・機動的に充当できる財源を引き続き確保する。なお、要求に当たっては、原則として事業実施経費全体の3割の部局負担を求める検討する。

管理経費については、今後想定される厳しい財政状況に対応するため、今後3年間で10%以上の節減を目標に掲げ、大学全体で取り組む。

なお、今後、国の予算編成状況等を見極め、12月末頃の政府予算案内示を受けた後に、必要があれば本基本方針の修正について検討し、予算編成方針に反映させた上で平成24年度当初予算（案）を編成し、3月開催の経営協議会において審議する。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

なお、下記の事項について質疑応答を行った。

- ・ 管理的経費の削減策について
- ・ 病院収入の増加策について

(議事4)

● 平成23年12月期役員の期末手当の支給額について

（浅原学長提案・河本理事（財務・総務担当）説明、別紙4）

◇ 学長及び監事（常勤に限る。）に支給する期末手当の支給額については、役員報酬規則第7条第5項の規定において、当該役員の在職期間における業績を勘案し、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増額し、又は減額した額とすることとなっているが、平成23年12月期においては、特に増額又は減額を行わないこととした。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(報告 1)

● 平成24年度概算要求事項について

(河本理事(財務・総務担当) 報告、資料1)

◇ 本学から文部科学省へ提出した平成24年度概算要求事項(組織整備計画(1件)、特別経費(35件)、施設整備補助金等(11件))のうち、組織整備計画(1件)、特別経費(26件)、施設整備補助金等(4件)が9月末に財務省へ提出された旨報告があった。また、概算要求事項については、平成23年9月20日に閣議決定された「平成24年度予算の概算要求組替え基準について」を踏まえて、今後、国の予算編成過程において検討され、例年であれば、年末には政府予算案として内示される予定である旨、併せて報告があった。

(報告 2)

● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について

(浅原学長報告、資料2)

◇ 広島大学経営協議会(第11回～第32回)において学外委員から指摘のあった事項に対する本学の対応状況について、報告があった。また、前回までに対応済みとした57件に係る現在の対応状況について、併せて報告があった。

(その他)

下記の事項について意見があった。

- 博士課程教育リーディングプログラム(放射線災害復興を推進するフェニックスリーダー育成プログラム)について

以上